第一第二十二項中「第十七項又は第二十項ただし書」を「第十八項又は第二十一項ただし書」に改め、同項を第一第二十三項とし、第一第二十一項中「すべて」を「全て」に改め、同項を第一第二十二項とし、第一第二十項本文中「第十七項」を「第十八項」に、「第十二項（第十五項及び第十六項」を「第十四項（第十六項及び第十七項」に改め、同項ただし書中「第十二項及び第十七項」を「第十三項及び第十八項」に改め、同項を第一第二十一項とし、第一第十九項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十五項又は第十六項」を「第十六項又は第十七項」に改め、同項を第一第二十項とし、第一第十八項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を第一第十九項とし、第一第十七項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十五項及び前項」を「前二項」に、「（特定農作物共済にあつては、」を「又は共済減少額等（」に、「（以下「共済減少額等」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、同項を第一第十八項とし、第一第十六項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第十六項」を「第十七項」に、「及び当該組合員等」を「並びに当該組合員等」に改め、同項を第一第十七項とし、第一第十五項中「第十二項から前項まで」を「前二項」に、「第十二項中」を「第十三項中」に、「第十三項」を「第十四項」に、「同項」とあるのは「次項」を「同項」とあるのは「第十六項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を第一第十六項とし、第一第十四項中「第二第十項」を「第二第十四項」に、「うけた」を「受けた」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を第一第十五項とし、第一第十三項中「第二第六項又は第八項の」を「第二第九項又は第十一項の規定による」に改め、同項を第一第十四項とし、第一第十二項を第一第十三項とし、第一第十一項を第一第十二項とし、第一第十項中「前項の」を削り、「職員」の下に「（組合等が必要があると認める場合にあつては、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員）」を加え、「、組合等は、必要があると認めるときは、損害評価員をも当該抜取調査に従事させることができる。なお」を削り、「離島を」を「ものを」に、「できるものとする」を「できる」に改め、同項を第一第十一項とし、第一第九項中「調査又は第三項の収穫前における検見又は」を「規定による調査又は第三項若しくは第四項の規定による収穫前における検見若しくは」に改め、「ごとに」及び「につき、」の下に「当該」を、「を検見又は実測の方法」の下に「（同項の収穫前における実測の方法による調査を行つた場合の抜取調査にあつては、実測の方法）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定組合以外の組合等が第一項、第三項又は第四項の規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行つた場合は、この限りでない。

第一第九項を第一第十項とし、第一第八項の次に次の一項を加える。

9　第七項の場合において、組合等は、第三項又は第四項の規定による調査（収穫前における検見又は実測の方法により行うものを除く。）を行うときは、損害評価会の委員又は組合等の職員に当該調査を行わせるものとする。

第二第一項中「の通知」を「の規定による通知」に改め、「（法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業の実施区域）」を削り、「第一第三項の調査」を「第一第三項又は第四項の規定による調査」に、「行つた調査」を「行うもの」に、「乾燥調製施設における計量結果」を「計量結果等」に、「悉皆調査」を「悉皆（しっかい）調査」に改め、「（麦について当該確認の方法に代えて売渡数量の確認の方法により当該調査を行つたとした場合を含む。）、当該通知が第一第四項の調査（収穫前における実測の方法により行つた調査を除く。）に係るものであるときは、当該組合員等の一部につき出荷資料の確認の方法により調査を行つたとした場合」を削り、「、乾燥調製施設における計量結果の確認の方法（売渡数量の確認の方法を含む。）又は出荷資料」を「又は計量結果等」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、「なお、組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における抜取調査をすべて実測の方法により行つた場合には、連合会抜取調査を省略することができるものとする。」を削り、第二第十一項中「第六項及び第八項」を「第九項及び第十一項」に、「通知するものとする」を「通知しなければならない」に改め、同項を第二第十四項とし、第二第十項中「第六項又は第八項ただし書」を「第九項又は第十一項ただし書」に改め、同項を第二第十三項とし、第二第九項中「すべて」を「全て」に改め、同項を第二第十二項とし、第二第八項本文中「第六項」を「第九項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同項ただし書中「第五項」を「同項」に改め、同項を第二第十一項とし、第二第七項を第二第十項とし、第二第六項を第二第九項とし、第二第五項中「第一項の」を「連合会抜取調査、第二項に規定する」に改め、同項を第二第八項とし、第二第四項中「委員をも」を「委員（連合会が計量結果等の確認の方法により連合会抜取調査（計量結果等を管理する者から計量結果等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価員）にも」に、「に従事させる」を「を行わせる」に改め、同項を第二第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　連合会は、第二項に規定する調査に参加するときは、損害評価員又は連合会の職員に当該調査を行わせるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも行わせることができる。

第二第三項中「職員」の下に「（連合会が計量結果等の確認の方法により連合会抜取調査（計量結果等を管理する者から計量結果等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価会の委員又は連合会の職員）」を加え、同項を第二第五項とし、第二第二項を第二第四項とし、第二第一項の次に次の二項を加える。

2　連合会は、組合等が第一第六項ただし書の規定により損害評価地区を定めないで第一第一項、第三項又は第四項の規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えることができる。

3　連合会は、第一第七項ただし書に規定する第一第三項若しくは第四項の規定による調査を行つたとき、又は組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第一項の規定にかかわらず、連合会抜取調査を省略することができる。

第三第一項中「北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」を「地方農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に、「通知するものとする」を「通知しなければならない」に改め、第三第二項中「行なう」を「行う」に、「北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」を「地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に改める。

附　則

この告示による改正後の農作物共済損害認定準則の規定は、平成二十三年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百九十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条の二（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、果樹共済損害認定準則（昭和四十八年十一月十七日農林省告示第二千百七十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月三十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第一第一項中「通知（」を「規定による通知（」に、「通知）」を「規定による通知）」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第二項中「の調査」を「の規定による調査」に、「すべて」を「全て」に、「には」を「において」に改め、第一第三項中「通知を受けた」を「規定による通知を受けた」に、「すべて」を「全て」に改め、第一第十四項を第一第十六項とし、第一第十三項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を第一第十五項とし、第一第十二項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を第一第十四項とし、第一第十一項中「第二第七項から第十項までの」を「第二第十項から第十三項までの規定による」に改め、同項を第一第十三項とし、第一第十項を第一第十二項とし、第一第九項中「又は組合等」を「及び組合等」に、「調査」を「規定による調査」に改め、同項を第一第十一項とし、第一第八項中「前項の」を削り、「職員」の下に「（組合等が必要があると認める場合にあつては、損害評価会